

NBI 受配電設備トランスマートヤード機器の点検整備

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 NB 加熱開発グループ^o

目次

1	件名	1
2	目的及び概要	1
3	点検整備実施建屋	1
4	点検整備実施期間	1
5	納期	1
6	点検整備内容	1
6.1	不具合対応及び部品交換	1
6.1.1	ガス遮断器の修繕	1
6.2	受電設備の点検整備	1
6.2.1	点検整備対象設備の一覧	1
6.2.2	点検整備対象の詳細	2
(1)	断路器の点検整備	2
(2)	ガス遮断器	2
(3)	電力用コンデンサ	2
(4)	変圧器	2
(5)	電力ケーブル（特別高圧、高圧）	2
(6)	受電盤監視装置	2
(7)	母線（キューピックル内）	2
(8)	計器用変成器	2
6.2.3	点検整備対象における留意事項	2
7	支給品及び貸与品	7
8	提出図書	7
9	検査条件	8
10	適用法規・規程等	8
11	契約実施に係る特記事項	8
12	総括責任者	9
13	グリーン購入法の推進	9
14	協議	9

表目次

表 1	ガス遮断器の修繕対象	1
表 2	受電設備断路器の点検整備内容及び対象設備	3
表 3	受電設備ガス遮断器の点検整備内容及び対象設備	3
表 4	受電設備電力用コンデンサの点検整備内容及び対象設備	3
表 5	受電設備変圧器の点検整備内容及び対象設備 1	4
表 6	受電設備変圧器の点検整備内容及び対象設備 2	5
表 7	受電設備電力ケーブルの点検整備内容及び対象設備	5
表 8	受電設備受電盤監視装置の点検整備内容及び対象設備 1	6
表 9	受電設備母線の点検整備内容及び対象設備	6
表 10	受電設備計測用変成器の点検整備内容及び対象設備	7
表 11	提出図書一覧	7

図目次

図 1	点検整備対象機器が設置されている建屋一覧	10
-----	----------------------------	----

図 2 受電設備及び配電設備の系統図.....	11
図 3 単一ユニット試験系受電設備.....	12
図 4 NBI 加熱装置変動系受電設備	13
図 5 正イオン NBI 電源系配電設備单線結線図.....	14
図 6 トランスヤード機器配置図.....	15

1 件名

NBI 受配電設備トランシスヤード機器の点検整備

2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、JT-60SA のプラズマ加熱実験に向けて、老朽化した既存設備について機能・信頼性を維持するための点検を実施している。本件では、プラズマ加熱実験で使用する中性粒子入射装置（以下「NBI」という。）の受配電設備トランシスヤード機器のうち、漏電による火災等のリスクがある耐用年数を超えた分電盤等の電気設備の点検整備を行うものである。本点検整備を行うことにより、短絡事故に起因する火災等を未然に防ぐとともに機能・信頼性を確保する。

3 点検整備実施建屋

QST 那珂フェュージョン科学技術研究所 トランシスヤード
(図 1 参照)

4 点検整備実施期間

QST 内での点検整備実施期間は契約締結から納期までの間の一ヶ月程度とし、可能な限り実験休止期間に合わせること。詳細な点検整備日時については、QST と打合せの上決定すること。

5 納期

令和 8 年 3 月 31 日（火）

6 点検整備内容

6.1 不具合対応及び部品交換

6.1.1 ガス遮断器の修繕

表 1 に示すガス遮断器の修繕を行うこと。

なお、取り付けを行うコンデンサトリップ装置は無償にて支給する。

表 1 ガス遮断器の修繕対象

番号	設置場所	盤名	修繕内容
1	JT-60 加熱電源棟 トランシスヤード	318M/C-A3#12 特高フィーダー盤 (12) 52A#12	「切」操作時、コンデンサトリップ装置のヒューズが切れ、コンデンサトリップ装置における過電流であることが推測されるため、支給品と交換すること
2	JT-60 加熱電源棟 トランシスヤード	318M/C-A3#14 特高フィーダー盤 (14) 52A#14	「切」操作時、コンデンサトリップ装置のヒューズが切れ、コンデンサトリップ装置における過電流であることが推測されるため、支給品と交換すること

6.2 受電設備の点検整備

6.2.1 点検整備対象設備の一覧

受電設備の点検整備における対象設備は下記のとおりとする。

また、設備の系統図を図 2 に示す。

- ① 単一ユニット試験系受電設備 1 式 (添付資料 図 3 参照)
- ② NBI 加熱装置変動系受電設備 1 式 (添付資料 図 4 参照)
- ③ 正イオン NBI 装置電源系受電設備 1 式 (添付資料 図 5 参照)

さらに、図 6 に点検対象機器の配置図（トランシスヤード機器配置図）を示す。

6.2.2点検整備対象の詳細

(1) 断路器の点検整備

「表 2 受電設備断路器の点検整備内容及び対象設備」に示す点検整備を行うこと。

(2) ガス遮断器

「表 3 受電設備ガス遮断器の点検整備内容及び対象設備」に示す点検整備を行うこと。また、点検整備終了後に引出位置で遮断器の入切動作を行い、遮断器が正常に動作することを確認すること。

(3) 電力用コンデンサ

「表 4 受電設備電力用コンデンサの点検整備内容及び対象設備」に示す点検整備を行うこと。

(4) 変圧器

「表 5 受電設備変圧器の点検整備内容及び対象設備 1」並びに「表 6 受電設備変圧器の点検整備内容及び対象設備 2」に示す点検整備を行うこと。

(5) 電力ケーブル（特別高圧、高圧）

「表 7 受電設備電力ケーブルの点検整備内容及び対象設備」に示す点検整備を行うこと。

(6) 受電盤監視装置

「表 8 受電設備受電盤監視装置の点検整備内容及び対象設備 1」に示す点検整備を行うこと。

(7) 母線（キューピング内）

「表 9 受電設備母線の点検整備内容及び対象設備」に示す点検整備を行うこと。

(8) 計器用変成器

「表 10 受電設備計測用変成器の点検整備内容及び対象設備」に示す点検整備を行うこと。

6.2.3点検整備対象における留意事項

点検整備に際しては、以下の項目に留意して点検整備を実施すること。

- ① 受注者は、現場調査を行った上で、必要な専門知識を持った者が試験・検査を実施すること。
- ② 作業実施の際は、「10 適用法規・規程等」を順守して点検整備を行うこと。
- ③ 受注者は、現場調査を行った上で点検整備を実施すること。
- ④ 本点検整備の開始前、QST 担当者が電気系統の停電作業を実施するため、総括責任者はこの停電作業に立ち合うこと。QST 担当者による停電作業が完了した後、受注者は検電器を用いて電気系統の停電を確認し、作業用接地を取り付けた上で点検整備を開始すること。作業用接地は、「11 契約実施に係る特記事項」の②に示す打ち合わせ時に合意した箇所に取り付けること。
- ⑤ 本点検整備の終了後、QST 担当者が電気系統の復電作業を実施するため、総括責任者はこの復電作業に立ち合うこと。また、受注者は復電作業前に作業用接地の取り外しと絶縁抵抗測定を行うこと。
- ⑥ 絶縁抵抗測定は 1000V 以上の電圧で実施すること。
- ⑦ 本点検整備は、各機器に関連する製造元の管理基準、那珂フュージョン科学技術研究所で定めた電気工作物保安規程及び電気工作物保安規則の定期点検基準に基づいて点検整備を行うこと。
- ⑧ 接点部、端子接続部、盤内、碍子等の点検、清掃、締付確認を行うこと。
- ⑨ 各機器の調整作業を行うこと。なお、調整の範囲を超える異常、不良箇所等がある場合には、

速やかにQSTに報告し、その状況及び対策等を報告書にまとめ、交換機器及び代替機器等具体的な対策を記載すること。このうち、緊急に修理が必要とされたものについては直ちにQSTと協議すること。

表2 受電設備断路器の点検整備内容及び対象設備

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
以下の項目について点検整備すること (1) 碓子の破損、端子のゆるみ (2) 受と刃の荒れ具合、フレ止装置の機能 (3) 操作ロック機能 (4) 操作機能	NBI 加熱装置変動系受電設備：2台 トランシスヤード ・318M/C-T1(特高受電 DS 盤 89T1) ・318M/C-T1(特高受電 DS 盤 89T2) 東芝製 DSC-21CD/24kV-1500A
以下の項目について点検すること (1) 絶縁抵抗測定	

表3 受電設備ガス遮断器の点検整備内容及び対象設備

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
以下の項目について点検整備すること。 (1) 各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ (2) 付属装置の状態 (3) 接地線接続部	単一ユニット試験系受電設備：1台 トランシスヤード ・3181M/C-ST1(単1試験用連絡盤 52ST81) 日新電機製 FC3-400/24kV-1200A
以下の項目について測定すること。 (1) 絶縁抵抗測定 (2) 接地抵抗測定	NBI 加熱装置変動系受電設備：15台 トランシスヤード ・318M/C-A3#1(特高フィーダー盤 (1) 52A#1) ・318M/C-A3#2(特高フィーダー盤 (2) 52A#2) ・318M/C-A3#3(特高フィーダー盤 (3) 52A#3) ・318M/C-A3#4(特高フィーダー盤 (4) 52A#4) ・318M/C-A3#5(特高フィーダー盤 (5) 52A#5) ・318M/C-A3#6(特高フィーダー盤 (6) 52A#6) ・318M/C-A3#7(特高フィーダー盤 (7) 52A#7) ・318M/C-A3#8(特高フィーダー盤 (8) 52A#8) ・318M/C-A3#9(特高フィーダー盤 (9) 52A#9) ・318M/C-A3#10(特高フィーダー盤 (10) 52A#10) ・318M/C-A3#11(特高フィーダー盤 (11) 52A#11) ・318M/C-A3#12(特高フィーダー盤 (12) 52A#12) ・318M/C-A3#13(特高フィーダー盤 (13) 52A#13) ・318M/C-A3#14(特高フィーダー盤 (14) 52A#14) ・318M/C-P2(特高フィーダー盤 (15) 52P) 日新電機製 FC3-400/24kV-1200A

表4 受電設備電力用コンデンサの点検整備内容及び対象設備

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
以下の項目について点検整備すること。 (1) 各部の損傷、亀裂、汚損、ゆるみ (2) 放電装置の状態 (3) 接地線接続部	NBI 加熱装置変動系受電設備：8台 トランシスヤード ・318M/C-A1X2(特高限流リアクトル盤 (1)) ・318M/C-A1X4(特高限流リアクトル盤 (2)) ・318M/C-A1X6(特高限流リアクトル盤 (3)) ・318M/C-A1X8(特高限流リアクトル盤 (4))
以下の項目について測定すること。 (1) 絶縁抵抗測定	

(2) 接地抵抗測定	<ul style="list-style-type: none"> • 318M/C-A1X10(特高限流リアクトル盤 (5)) • 318M/C-A1X12(特高限流リアクトル盤 (6)) • 318M/C-A1X14(特高限流リアクトル盤 (7)) • 318M/C-P1(特高限流リアクトル盤 (8)) <p>日新電機製 CLX-A-X2/1030A-40kA, 0. 529mH</p> <hr/> <p>単一ユニット試験系受電設備 : 1 台 トランスヤード • RC フィルタ盤 $4.8 \mu F$, $32.4 \Omega \times 3$</p>
------------	--

表 5 受電設備変圧器の点検整備内容及び対象設備 1

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
<p>以下の項目について点検整備すること。</p> <p>(1) 各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、熱変色</p> <p>(2) モールドの亀裂</p> <p>(3) ブッシングの破損</p> <p>(4) 接地線接続部</p> <p>(5) 呼吸器の機能</p> <p>以下の項目について測定すること。</p> <p>(1) 絶縁抵抗測定</p> <p>(2) 接地抵抗測定</p>	<p>単一ユニット試験系受電設備 : 1 台 トランスヤード • T-ST 18MVA, 6. 6kV/18kV</p> <hr/> <p>NBI 加熱装置変動系受電設備 : 16 台 トランスヤード • T-A#01 • T-A#02 • T-A#07 • T-A#08 • T-A#09 • T-A#10 • T-A#13 • T-A#14 16MVA-18kV/2. 5kV</p> <p>• T-P#01 • T-P#02 • T-P#07 • T-P#08 • T-P#09 • T-P#10 • T-P#11 • T-P#14 1800kVA-18kV/420V</p> <hr/> <p>正イオン NBI 装置電源系設備 : 8 台 トランスヤード • TRF-A#1 • TRF-A#10 • TRF-A#13 • TRF-A#14 • TRF-A#2 • TRF-A#7 • TRF-A#8 • TRF-A#9</p>

	14. 5MVA-2. 27kV/103kV
--	------------------------

表 6 受電設備変圧器の点検整備内容及び対象設備 2

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
<p>以下の項目について点検整備すること。</p> <p>(1) 対象設備から採油して油中ガス分析を行うこと。</p> <p>(2) 対象設備から採油して絶縁油性能試験を行うこと。</p>	<p>NBI 受電設備単一試験系 : 1 台 トランシスヤード ・ T-ST</p> <hr/> <p>NBI 加熱装置変動系受電設備 : 1 台 トランシスヤード ・ T-P#02</p> <p>正イオン NBI 装置電源系設備 : 2 台 トランシスヤード ・ TRF-A#9 ・ TRF-A#10</p>

表 7 受電設備電力ケーブルの点検整備内容及び対象設備

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
<p>以下の項目について点検整備すること。</p> <p>(1) 接続端子のゆるみ、熱変色</p> <p>(2) 接地接続部、指示金具の状態</p> <p>(3) ZCT の取付け状態、亀裂</p> <p>以下の項目について測定すること。</p> <p>(1) 絶縁抵抗測定</p>	<p>NBI 加熱装置変動系受電設備 : 34 台 トランシスヤード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 318M/C-ST2 (NBI 単一試験用特高 GPT 盤) ・ 52ST81 318M/C-ST1 (単一試験用特高母線連絡盤) ・ 318M/C-A1X10(特高限流リアクトル盤 (5)) ・ 318M/C-A1X12(特高限流リアクトル盤 (6)) ・ 318M/C-A1X14(特高限流リアクトル盤 (7)) ・ 318M/C-A1X2(特高限流リアクトル盤 (1)) ・ 318M/C-A1X4(特高限流リアクトル盤 (2)) ・ 318M/C-A1X6(特高限流リアクトル盤 (3)) ・ 318M/C-A1X8(特高限流リアクトル盤 (4)) ・ 318M/C-A2-1(特高ケーブル引込盤 (1)) ・ 318M/C-A2-2(特高ケーブル引込盤 (2)) ・ 318M/C-A2-3(特高ケーブル引込盤 (3)) ・ 318M/C-A2-4(特高ケーブル引込盤 (4)) ・ 318M/C-A3#1(特高フィーダー盤 (1) 52A#1) ・ 318M/C-A3#10(特高フィーダー盤 (10) 52A#10) ・ 318M/C-A3#11(特高フィーダー盤 (11) 52A#11) ・ 318M/C-A3#12(特高フィーダー盤 (12) 52A#12) ・ 318M/C-A3#13(特高フィーダー盤 (13) 52A#13) ・ 318M/C-A3#14(特高フィーダー盤 (14) 52A#14) ・ 318M/C-A3#2(特高フィーダー盤 (2) 52A#2) ・ 318M/C-A3#3(特高フィーダー盤 (3) 52A#3) ・ 318M/C-A3#4(特高フィーダー盤 (4) 52A#4) ・ 318M/C-A3#5(特高フィーダー盤 (5) 52A#5) ・ 318M/C-A3#6(特高フィーダー盤 (6) 52A#6) ・ 318M/C-A3#7(特高フィーダー盤 (7) 52A#7) ・ 318M/C-A3#8(特高フィーダー盤 (8) 52A#8)

	<ul style="list-style-type: none"> • 318M/C-A3#9(特高フィーダー盤 (9) 52A#9) • 318M/C-P1(特高限流リアクトル盤 (8)) • 318M/C-P2(特高フィーダー盤 (15) 52P) • 318M/C-P3-1(特高母線処理盤 (1)) • 318M/C-P3-2(特高母線処理盤 (2)) • 318M/C-P3-3(特高母線処理盤 (3)) • 318M/C-T1(特高受電 DS 盤 89T1, 89T2) • 318M/C-T2(特高 PT 盤)
--	---

表 8 受電設備受電盤監視装置の点検整備内容及び対象設備 1

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
<p>以下の項目について点検整備すること。</p> <p>(1) 裏面配線の汚損、損傷、熱変色、ゆるみ、断線</p> <p>(2) 各部の損傷、過熱、ゆるみ、脱落</p> <p>(3) 結露、異物混入、フィルタの汚損、ヒューズの状態</p> <p>(4) 端子配線符合の状態</p> <p>(5) スペースヒータの状態</p> <p>(6) 盤の開閉状態</p> <p>(7) 接地線接続部</p> <p>(8) 配線用遮断器の過熱</p> <p>(9) 遮断器引出し機構の状態</p> <p>(10) 機能試験（インターロック動作確認試験及び保護継電器動作確認試験として保護継電器を模擬動作させ、正常にインターロックが作動することを確認すること。また保護継電器の動作が正常であることを確認すること。）</p> <p>以下の項目について測定すること。</p> <p>(1) 絶縁抵抗測定</p> <p>(2) 接地抵抗測定</p>	<p>NBI 加熱装置変動系受電設備 : 17 台</p> <p>トランシスヤード</p> <ul style="list-style-type: none"> • 318M/C-A3#2(特高フィーダー盤 (1) 52A#1) • 318M/C-A3#2(特高フィーダー盤 (2) 52A#2) • 318M/C-A3#3(特高フィーダー盤 (3) 52A#3) • 318M/C-A3#4(特高フィーダー盤 (4) 52A#4) • 318M/C-A3#5(特高フィーダー盤 (5) 52A#5) • 318M/C-A3#6(特高フィーダー盤 (6) 52A#6) • 318M/C-A3#7(特高フィーダー盤 (7) 52A#7) • 318M/C-A3#8(特高フィーダー盤 (8) 52A#8) • 318M/C-A3#9(特高フィーダー盤 (9) 52A#9) • 318M/C-A3#10(特高フィーダー盤 (10) 52A#10) • 318M/C-A3#11(特高フィーダー盤 (11) 52A#11) • 318M/C-A3#12(特高フィーダー盤 (12) 52A#12) • 318M/C-A3#13(特高フィーダー盤 (13) 52A#13) • 318M/C-A3#14(特高フィーダー盤 (14) 52A#14) • 318M/C-P2(特高フィーダー盤 (15) 52P) • 318M/C-P3-1(特高母線処理盤 (1)) • 318M/C-T2(特高 PT 盤)

表 9 受電設備母線の点検整備内容及び対象設備

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
<p>以下の項目について点検整備すること。</p> <p>(1) 接続部、熱変色、損傷</p> <p>(2) 碓子の亀裂、汚損</p> <p>以下の項目について測定すること。</p> <p>(1) 絶縁抵抗測定</p>	<p>NBI 加熱装置変動系受電設備 : 4 台</p> <p>トランシスヤード</p> <ul style="list-style-type: none"> • 318M/C-A2-1(特高ケーブル引込盤 (1)) • 318M/C-A2-2(特高ケーブル引込盤 (2)) • 318M/C-A2-3(特高ケーブル引込盤 (3)) • 318M/C-A2-4(特高ケーブル引込盤 (4))

表 10 受電設備計測用変成器の点検整備内容及び対象設備

点検整備内容	対象設備/建屋/機器
<p>以下の項目について点検整備すること。</p> <p>(1) 各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、熱変色</p> <p>(2) 接地線接続部</p> <p>以下の項目について測定すること。</p> <p>(1) 絶縁抵抗測定</p> <p>(2) 接地抵抗測定</p>	<p>NBI 加熱装置変動系受電設備 : 16 台</p> <p>トランスヤード</p> <ul style="list-style-type: none"> • 318M/C-A3#1(特高フィーダー盤 (1) 52A#1) • 318M/C-A3#2(特高フィーダー盤 (2) 52A#2) • 318M/C-A3#3(特高フィーダー盤 (3) 52A#3) • 318M/C-A3#4(特高フィーダー盤 (4) 52A#4) • 318M/C-A3#5(特高フィーダー盤 (5) 52A#5) • 318M/C-A3#6(特高フィーダー盤 (6) 52A#6) • 318M/C-A3#7(特高フィーダー盤 (7) 52A#7) • 318M/C-A3#8(特高フィーダー盤 (8) 52A#8) • 318M/C-A3#9(特高フィーダー盤 (9) 52A#9) • 318M/C-A3#10(特高フィーダー盤 (10) 52A#10) • 318M/C-A3#11(特高フィーダー盤 (11) 52A#11) • 318M/C-A3#12(特高フィーダー盤 (12) 52A#12) • 318M/C-A3#13(特高フィーダー盤 (13) 52A#13) • 318M/C-A3#14(特高フィーダー盤 (14) 52A#14) • 318M/C-P2(特高フィーダー盤 (15) 52P) • 318M/C-T2(特高 PT 盤)

7 支給品及び貸与品

QST は、受注者に対して以下の物品を無償で支給もしくは貸与する。

- ① 作業に必要な電力 (AC1 φ 100V、AC3 φ 200V) は、QST の指定するコンセント又は実験盤より無償支給する。
- ② 装置専用の特殊工具、ハンドル、治工具、リフター、その他装置に付属した点検用品は無償貸与する。
- ③ 「6. 1. 1 ガス遮断器の修繕」で交換するコンデンサトリップ装置 (2 式) を無償支給する。
- ④ その他、受注者の求めに応じ、QST が認めたものを無償で支給もしくは貸与する。

8 提出図書

受注者は、表 11 に示す提出図書を提出すること。

表 11 提出図書一覧

図書名	提出時期	部数	確認
全体工程表	契約後 1 週間以内	1 部	要
月間工程表	作業開始 1 ル月前	1 部	不要
3 週間工程表	作業開始 2 週間前	1 部	不要
総括責任者届	作業開始 1 ル月前	1 部	要
再委託承諾願 (QST 指定様式)	作業開始 2 週間前まで ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 部	要

作業要領書	作業開始 1 カ月前	1 部	要
リスクアセスメント 実施記録	作業開始 1 カ月前	1 部	要
作業体制表	作業開始 2 週間前	1 部	不要
緊急連絡体制表	作業開始 2 週間前	1 部	不要
作業従事者名簿	作業開始 1 カ月前	1 部	不要
外国人来訪者票 (QST 指定様式)	入構の 2 週間前まで ※外国籍の者、 又は、日本国籍で非居住の者の入構が ある場合に提出のこと。	電子データ 1 式	要
作業日報 危険予知活動記録	翌営業日	1 部	不要
作業報告書	作業終了後速やかに	1 部	不要
議事録	打合せ日の翌日までに	1 部	不要

なお、紙媒体の他、電子媒体（1式）を提出すること。電子ファイルの型式は Microsoft Office または PDF とし、1つの記録メディア（CD-R）に記録して作業終了後に提出すること。

（提出場所）

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 JT-60 制御棟 4 階

ITER プロジェクト部 NB 加熱開発グループ

（確認方法）

「確認」は次の方法で行う。

QST は、確認のために提出された書類を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、受理したものとする。ただし、「再委託承諾願」（QST 指定様式）については、QST が確認後、書面で回答するものとする。「外国人来訪者票」（QST 指定様式）は QST の確認後、入構可否を文書又は電子メールで通知するものとする。

9 検査条件

「6 点検整備内容」に示す作業完了後、「8 提出図書」に定める提出図書の確認及び本仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めたときをもって検査合格とする。

10 適用法規・規程等

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ 電気事業法
- ④ 放射線同位元素等規制法
- ⑤ 那珂フュージョン科学技術研究所電気工作物保安規程
- ⑥ 那珂フュージョン科学技術研究所電気工作物保安規則
- ⑦ その他、QST 内諸規定

11 契約実施に係る特記事項

- ① 本契約に基づき、QST の施設において据付調整等の現場作業を行う場合、受注者は、作業員の安全管理に万全を期すとともに、発注者及び第三者に損害を与えないよう、安全対策上必

要な措置を講じること。

- ② 点検整備内容及び安全について事前にQSTと綿密な打合せを行い、特に、作業の安全の確保に万全を期して点検整備を行うこと。また、作業期間中は現場責任者が常駐し、作業の監督、QSTとの連絡を行うとともに、作業員の風紀、火気の注意、安全衛生及び規律の保持に努めること。
 - ③ 受注者は、QSTが量子科学技術に関する研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮し、業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
 - ④ 受注者は、異常事態等が発生した場合、QSTの指示に従い行動するものとする。
- 6.6 kV受電設備系の停電/復電作業に関しては、QST担当者が事前に関係部署と打合せを行い、電気主任技術者の同意を得た操作手順等の決定事項を順守して点検整備を行うこと。
- ⑤ 本点検整備開始前、受注者はQSTが行う保安教育を受けること。
 - ⑥ 放射線管理及び異常時の対策は、QSTの指示に従うこと。
 - ⑦ 受注者は、放射線管理区域内で作業を行う場合は、QSTが定める那珂フュージョン科学技術研究所放射線障害予防規程及び那珂フュージョン科学技術研究所放射線安全取扱手引を順守しなければならない。
 - ⑧ 放射線管理区域内に立入り、かつ、点検整備を行う受注者側作業員は、放射線業務従事者の指定を受けた者とすること。この受注者側作業員は、作業開始前にQSTが行う保安教育を受講し、かつ、受注者側で「放射線に関する知識」の教育を受講してから、当該作業に従事すること。
 - ⑨ 受注者は、本点検整備に労働安全衛生法に基づく電気取扱業務（低圧・高圧・特別高圧）時は、特別教育を修了した者のうち実務経験を有する者を従事させること。配線作業時は電圧及び電気工作物に応じた電気工事士を従事させること。
 - ⑩ 契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

12 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者（総括責任者）及びその代理人を選任し、次の任務に当たらせるものとする。なお、総括責任者及びその代理人は2級電気工事施工管理技士以上の資格を有する者を選任すること。

- ① 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- ② 本契約業務履行に関するQSTとの連絡及び調整
- ③ 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

13 グリーン購入法の推進

- ① 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- ② 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること

14 協議

本仕様書に記載されている事故及び本仕様書に記載の無い事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議の上その決定に従うものとする。

以上

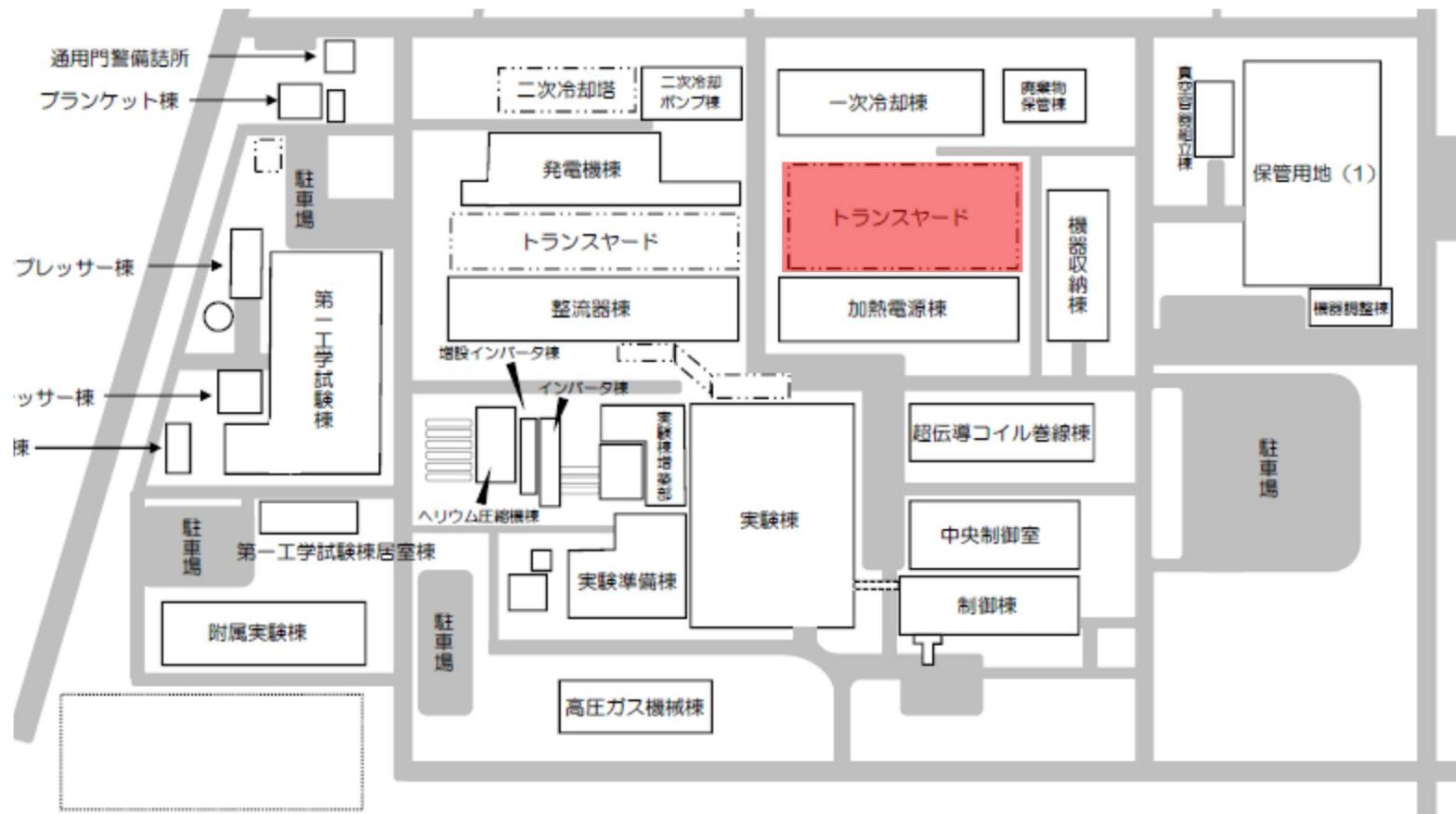


図 1 点検整備対象機器が設置されている建屋一覧

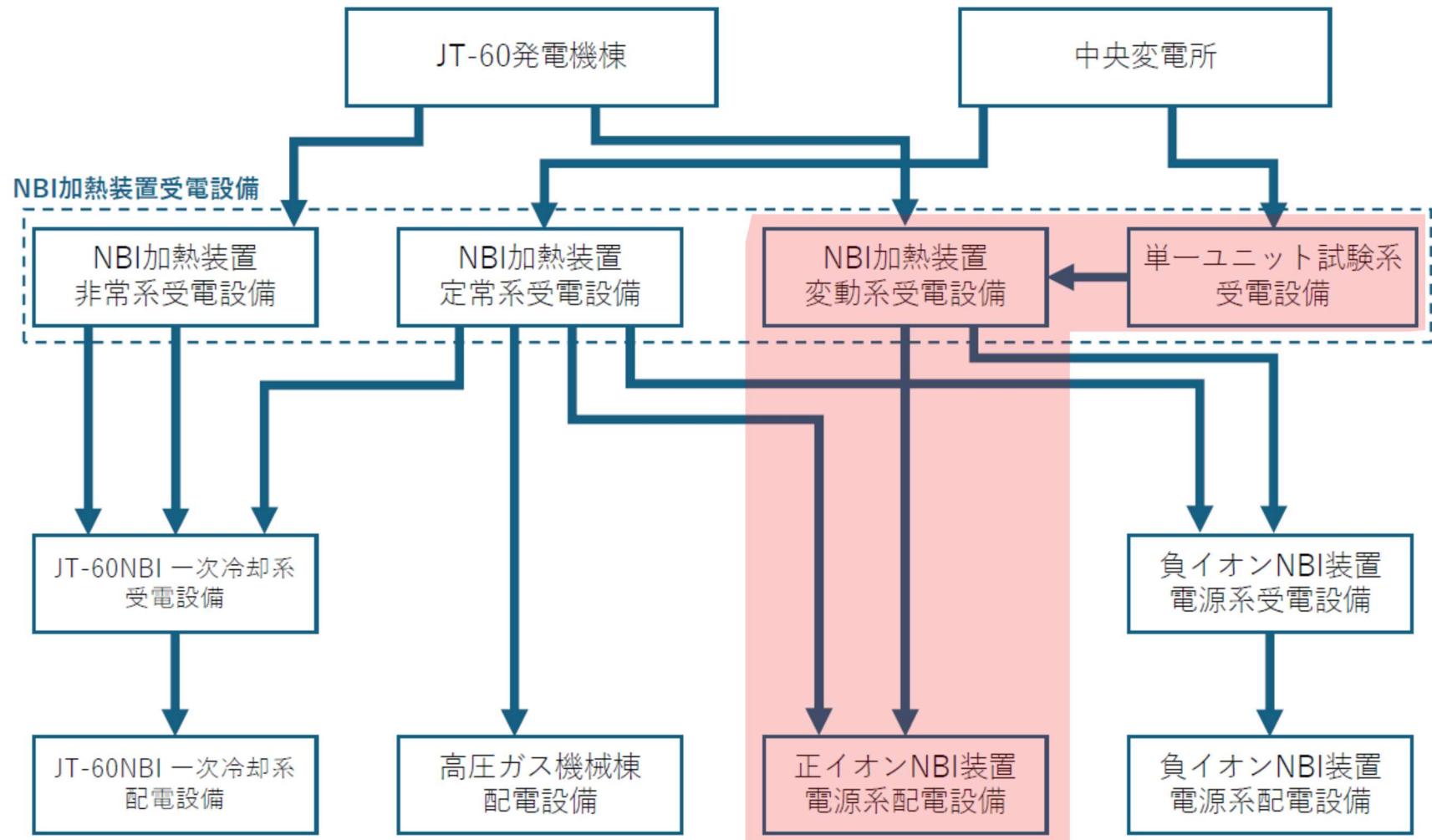
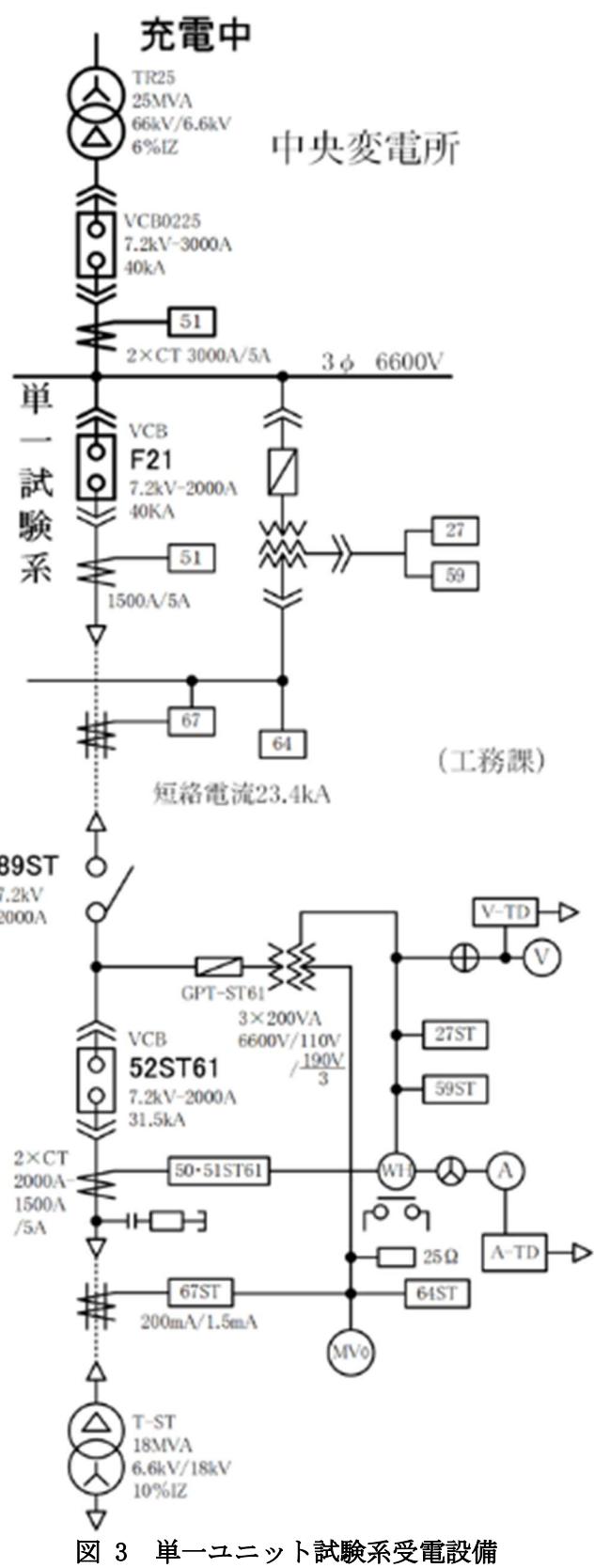


図 2 受電設備及び配電設備の系統図



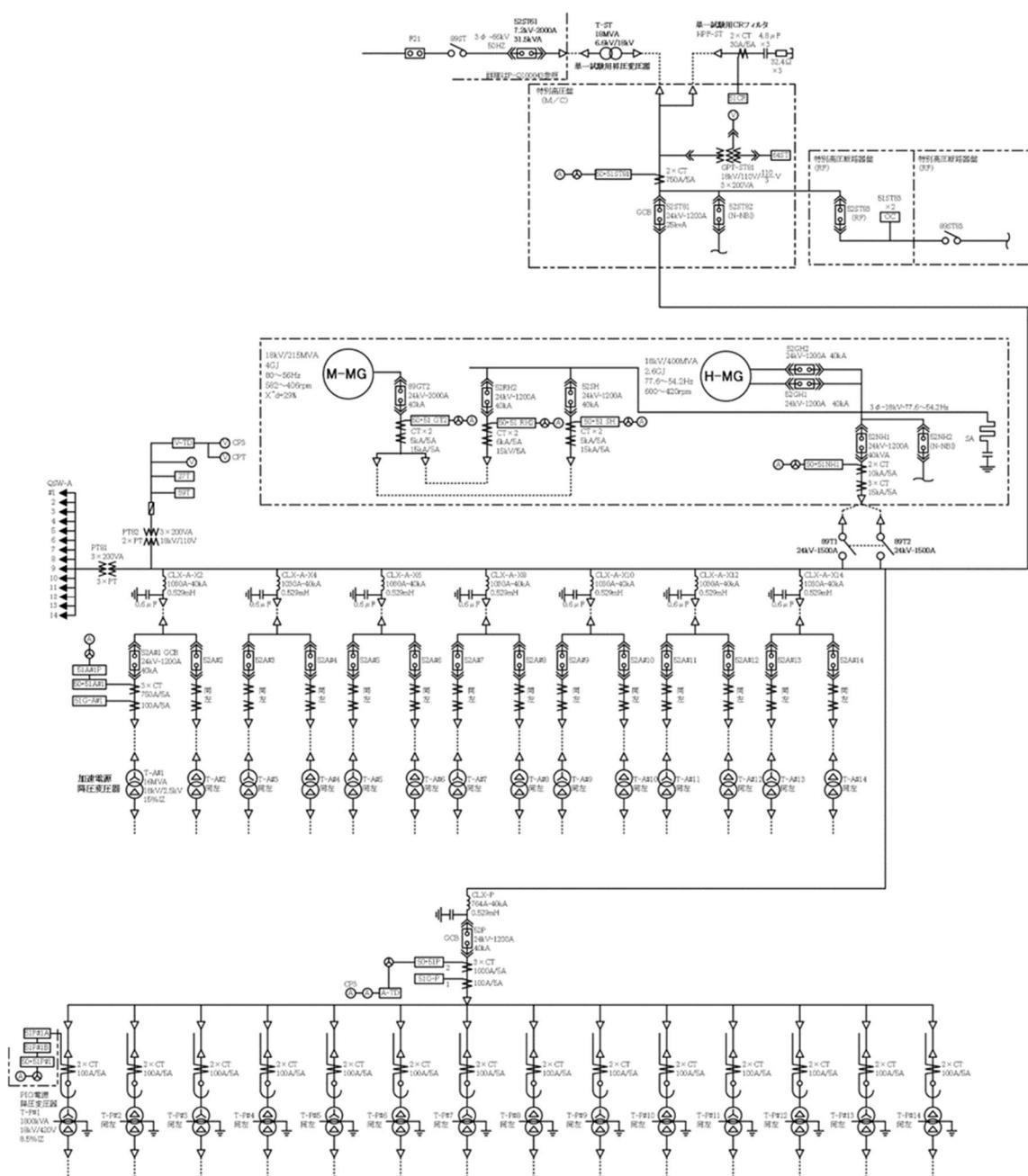


図 4 NBI 加熱装置変動系受電設備

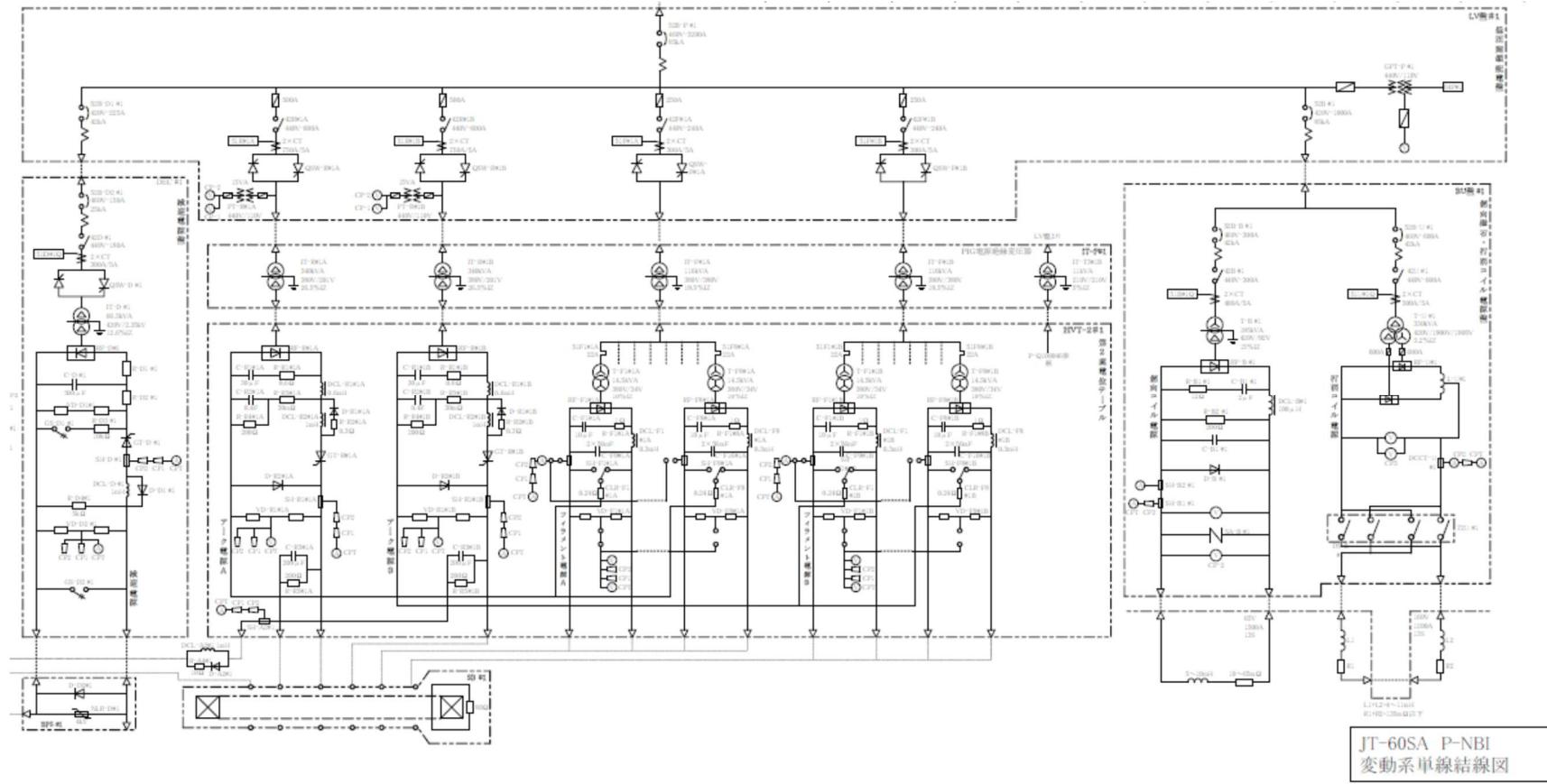


図 5 正イオン NBI 電源系受電設備単線結線図

○ : 受配電盤・変圧器点検箇所

○ : 油中ガス分析・絶縁油性能試験箇所

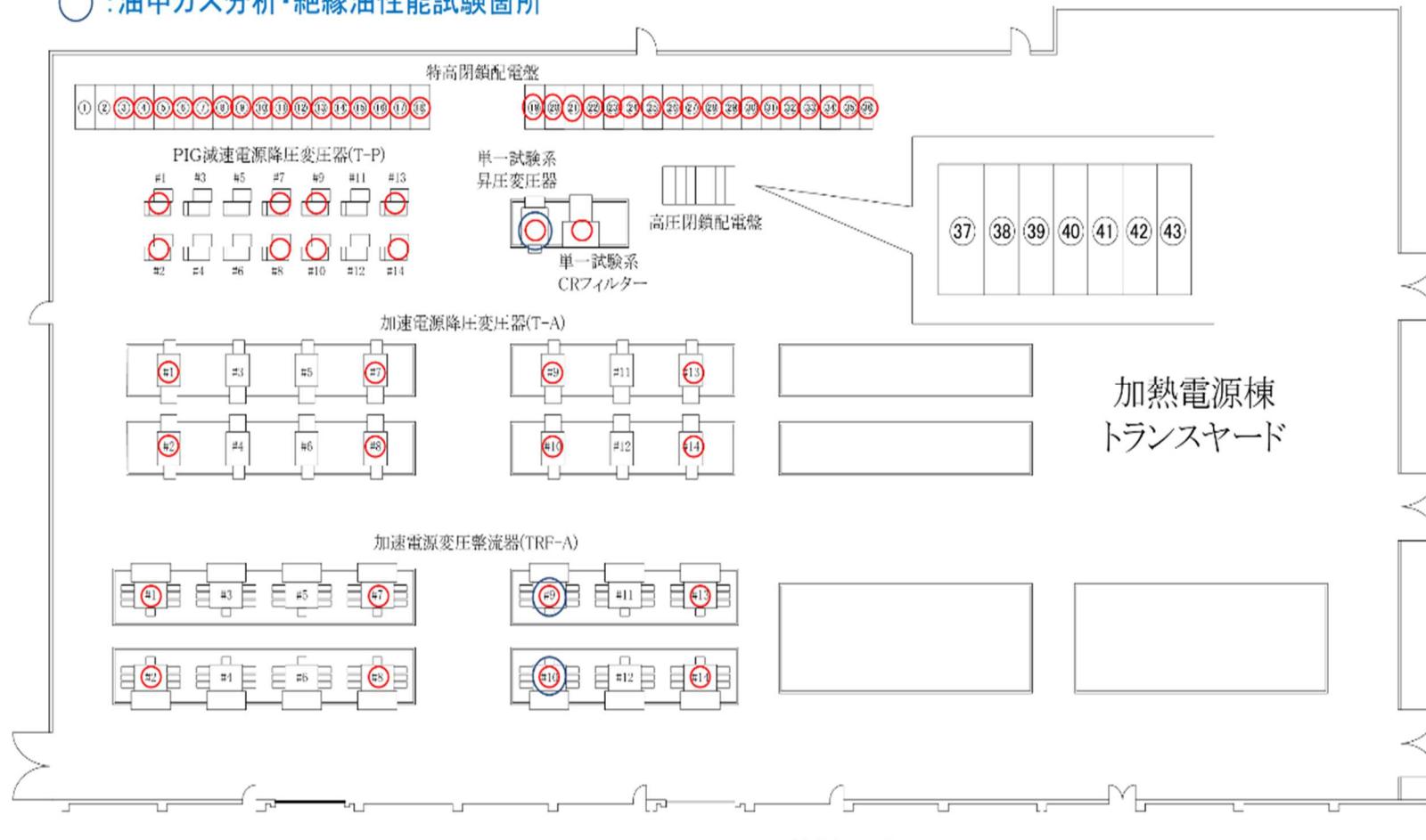


図 6 トランスヤード機器配置図